

(様式第2号)

平成30年度第1回 芦屋市景観アドバイザー会議 会議要旨

日 時	平成30年4月24日(火) 9:30~11:10
場 所	南館4階 大会議室
出席者	委 員 末包 伸吾, 岡 絵理子 届 出 者 (1) 共同住宅(芦屋市西蔵町96番1他) 事業主 **氏, **氏 設計者 **氏, **氏 (2) 共同住宅(芦屋市業平町29番1他) 事業主 **氏 設計者 **氏, **氏 事 務 局 白井都市計画課課長, 山本都市計画課主査, 脇都市計画課課員, 小栗都市計画課課員
事務局	都市建設部都市計画課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者2人中2人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 審議の内容に個人情報が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

ア 大規模建築物等の景観協議

(ア) 共同住宅(芦屋市西蔵町96番1他)

(イ) 共同住宅(芦屋市業平町29番1他)

イ その他

(3) 閉 会

2 審議経過

(1) 共同住宅(西蔵町96番1他)

平成30年4月16日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い, 主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 計画地は, 東西面が約100mあり, 周辺の敷地規模と比較すると非常に大きい。計画地周辺は一戸建て住宅を中心としたまちなみであることを念頭に, 周辺の建築スケールに調和した規模, 配置となるよう計画すること。
- ・ 壁面の意匠についても周辺の景観と調和するよう, 見えがかりのボリューム感が軽減されるよう工夫すること。また, 南側の意匠だけでなく, 側面となる東面及び西面の意匠についても, 通りに面することを意識して, 工夫されたデザインとすること。
- ・ 建築物に附属する駐車場, 駐輪場, 設備等はできるだけ通りから見えないように配置するとともに, 植栽や樹木等による修景を心掛けること。特に多段式の機械式駐車場を設置する場合は, 周辺の景観に大きな影響を与えることとなるため, 常時1段を基本とし, 通りからの見え方に配慮すること。
- ・ 計画地周辺においては敷地内に設けられた植栽によって緑豊かなまちなみを形成している。計画地においても周辺との緑の連続性に配慮した植栽計画とすることによって周辺の景観に寄与する計画とすること。また, 植栽計画については, 様々な樹種等

を織り交ぜることによって表情豊かな通り外観となるよう計画すること。

- ・ 建築物の意匠だけでなく、エントランス周りや駐車場アプローチなどの接道部についても、敷地における外観意匠を構成する重要な要素となることから、建築物と一体的に配置し、材料の工夫をすることで、地域の景観を向上させるような質の高いデザインとすること。

(2) 共同住宅（業平町29番1他）

平成30年4月13日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 計画地は、北側と南側どちらにも接道する敷地となることから、建築物だけでなく植栽や駐車場、駐輪場、屋外階段、ゴミ置場等の建築物に附属する施設についても、北側及び南側それぞれのまちなみに調和した通り外観となるよう、配置や規模について配慮すること。
- ・ 北側及び南側の道路沿いにおいては、できるだけ高木を配置する等、植栽を十分に配置することによって修景を行い、隣地における既存の緑との連続性を確保し、潤いのある通り景観の形成に寄与した計画とすること。
- ・ 計画地周辺に建築されている建物は2階建の一戸建て住宅が多いため、周辺の建物と比べて高さのあるものを計画する場合は、建築物の側面や屋根の素材、仕上げについて周辺からの見え方に配慮し、周辺の街並みに調和したものとする事。
- ・ エントランス周りや駐車場アプローチなどの接道部は、建物外観を構成する重要な要素となることから、建築物や植栽計画と一体的なしつらえとするとともに、材料や仕上げについても工夫をすること。